



ひとり親家庭 生活情報

— 令和4年度版 —

秦野市役所
こども健康部 子育て総務課
手当・助成担当
電話 0463-82-9608

子育て・生活の支援

1 認可保育所・認定こども園 秦野市役所 保育こども園課 0463-82-9606 保護者の就労や病気などの理由で、日中家庭でお子さんを保育することができない場合に、お子さんを保護者に代わって保育するための施設です。
2 小規模保育事業・家庭的保育事業 秦野市役所 保育こども園課 0463-82-9606 小規模保育事業は、0～2歳児を対象とする定員6～19名の保育事業です。家庭的保育事業は、3～5名を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
3 「ほけっと21」「ちっちゃなて」(子育て支援センター) 秦野市役所 子育て総務課 0463-86-3460 親子で自由に入室できるフリースペースです。保護者同士が交流を深められる場で、子育てについての相談もできます。ほけっと21等は、市内に10か所あります。利用は無料で基本的に予約は不要です。
4 児童ホーム 秦野市役所 こども育成課 0463-86-6310 保護者が就労や病気などにより昼間家庭にいない小学校1～4年生の児童について、放課後などに適切な遊びや生活の場を提供し児童の健全な育成を図っている場所です。各市立小学校区に28か所設置されています。利用料 5,000円/月、おやつ代2,000円/月 傷害・賠償保険料 800円/年 ※利用料の減免制度あり。
5 学童保育施設(民間) 各学童保育施設/こども育成課 0463-86-6310 民間が運営する学童保育施設が、市内に10か所あります。各施設とも6年生まで受け入れています。入室条件、申し込み方法などの詳細は、直接施設へお問い合わせください。
6 みんなの食堂(子ども食堂) 秦野市役所 子育て総務課 0463-86-3460 ボランティア団体が市内の公共施設を利用し、開催しています。食品配布がある場所もあります。団体によって場所や頻度が違いますのでお問合せください。
7 ファミリー・サポート・センター ファミリー・サポート・センター 0463-84-1330 「子育ての援助を受けたい方(依頼会員)」と「子育ての支援をしたい方(支援会員)」が登録し、子育ての相互援助活動をする会員組織です。利用料の助成制度があります。
8 おひさまルーム(ひろはたこども園病後児保育室) 秦野市役所 保育こども園課 0463-82-9606 病気の回復期の生後4カ月～小学校3年生までのお子さんを、専任の看護師・保育士が専門の保育室でお預かりします。定員、利用料金、利用の目安等があり、予約が必要です。減免制度があります。病後児保育室0463-79-3115

9 空き家バンク 秦野市役所 交通住宅課 0463-82-9642 一戸建て住宅、アパート・マンション等の空室が空家バンクとしてホームページに掲載されています。希望される方は、市に交渉の申込みをすることでマッチングを図る仕組みです。



相談・情報提供

1 ひとり親家庭相談 秦野市役所 子育て総務課 0463-82-9608 ひとり親家庭や寡婦の方の様々な相談に応じて、生活に必要な情報を提供しています。母子・父子自立支援員が対応します。
2 市民相談 秦野市役所 市民相談人権課 0463-82-5128 法律、司法書士、行政、建築、不動産、市民生活、年金・社会保険、行政書士、マンション管理等様々な相談に応じます。内容により、曜日や注意事項が異なりますので、お問い合わせください。
3 民生委員・児童委員 社会福祉協議会 0463-84-7711 支援を必要としている方々の相談にのり、行政のパイプ役として活動する地域福祉のサポーターです。担当民生委員・児童委員が分からない場合はお問い合わせください。
4 女性の悩み(面接・電話相談) 秦野市役所 市民相談人権課 0463-83-1812(電話相談) 夫婦や家族のこと、こころや生き方の問題、夫やパートナーからの暴力など様々な相談に女性相談員が応じています。毎週月～木曜日、毎月第2土曜日 10:00～12:00、13:00～15:00 (祝日・年末年始を除く) ・電話相談 専用電話0463-83-1812へ直接電話してください。 ・面接相談 事前予約制《予約受付0463-82-5128市民相談人権課》 ※第2土曜日の電話・面接相談は完全予約制になります。
5 子育てあったか電話相談 秦野市役所 こども家庭支援課 0463-82-9604 乳児期の健康、食事や育児について、気軽に相談出来ます。保健師、助産師、管理栄養士が子育てをサポートします。月～金8:30～17:00 [所在地] 秦野市保健福祉センター内
6 こども相談 秦野市役所 こども家庭支援課 0463-82-5273・0463-84-7800 18歳未満のお子さんに関する相談(養育、学校生活、いじめ、不登校、性格・行動、発達など)や児童虐待に関する相談・通告などについて、専門の相談員が相談に応じます。 <電話による相談時間> 月～金曜日9:00～17:00 <予約による来所相談時間> 月～金曜日9:00～19:00 土曜日9:00～16:00 日曜日・祝祭日・年末年始はお休みです。 [所在地] 秦野市保健福祉センター内

7 療育相談 秦野市役所 障害福祉課 0463-86-9100(相談員) 18歳未満の発達などに心配がある児童の生活上の相談を受け、必要に応じて福祉医療機関等関係機関への橋渡しをします。 月～金9:00～16:00
8 消費生活相談 秦野市役所 消費生活センター 0463-82-5181 消費生活に関する相談や知識の普及、情報提供を行い、消費生活のトラブルの問題解決、未然防止を行っています。 月～金9:00～12:00、13:00～16:00
9 はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」 秦野市社会福祉協議会 0463-83-2751 生活上の困りごとが複数あり相談窓口がわからない、経済的に困窮して生活できないなどの相談に応じます。 月～金9:00～12:00、13:00～17:00
10 地域共生支援センター 地域共生支援センター 0463-38-4479 制度の縦割り(高齢者、障害者、子育て支援、生活困窮者等)を超えて、様々な分野と連携し、個人や世帯の本人を中心とした丸ごと支援をします。[所在地] 秦野市保健福祉センター内
11 公正証書の作成 公証役場 財産分与、慰謝料や養育費の支払い等に関する公正証書を作成しています。厚木046-221-1813、平塚0463-21-0267、小田原0465-22-5772
12 調停申立 横浜家庭裁判所小田原支部 0465-22-6586 夫婦関係調整(円満、離婚)、財産分与、慰謝料や養育費の支払い、離婚後の子の親権変更等に関する調停を申し立てることができます。
13 日本司法支援センター 法テラス小田原 法テラス小田原 0570-078311 あらゆる法的な悩み(法的なものか分からないという悩みも含めて)についての相談に対応しています。 月～金9:00～17:00 [所在地] 朝日生命小田原ビル5階
14 求職者のための個別相談 秦野市役所 産業振興課 0463-82-9646 秦野市に住居登録があり、18歳以上の求職活動中の方を対象に、自己の適職発見、求人情報の検索・活用方法等の内容で個別相談に対応しています。日程はお問い合わせください。
15 職業相談・紹介 秦野市ふるさとハローワーク 0463-84-0810 就職に関する相談、就職先の紹介等を無料で行っています。 月～金9:00～16:30(年末年始、祝日を除く) [所在地] 秦野駅前農協ビル3階
16 労働相談 かながわ労働センター湘南支所 0463-22-2711(代) 賃金・残業代が払われない・突然クビだと言われた・セクハラ・いじめを受けているなど、労働問題全般についてセンター職員が相談に対応します。月～金8:30～12:00、13:00～17:15

17 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター	
神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター	0466-90-3601
<p>専門の相談員が、ひとり親の方の就業相談・支援、養育費相談等を受けています。</p> <p>・就業相談〔来訪相談・ウェブ相談（Zoom）〕・電話相談、10:00～16:00（日・祝除く）予約制</p> <p>・養育費相談〔来訪相談・ウェブ相談（Zoom）〕・電話相談、10:00～16:00（毎月第3土曜日・第4木曜日）予約制</p> <p>・就業支援講座（パソコン講座・就職支援講座）＊詳細はお問い合わせください。</p> <p>◎公正証書作成費用等や調停申立費用等、養育費の取り決めにかかった費用について補助金があります。（上限4万円）</p>	

18 かながわひとり親家庭相談LINE	
神奈川県子ども家庭課	
<p>県内にお住まいの、ひとり親家庭の方のさまざまなお悩みに、無料でLINE相談をお受けします。匿名でもお受けします。受付時間火・木・土曜日：14時～21時。ホームページ・リーフレット等から友だち登録できます。</p>	

自立支援



1 教育訓練給付制度	
ハローワーク松田	0465-82-8609
<p>在職者・離職者を問わず雇用保険の被保険者で、一定期間以上雇用保険に加入している方は、能力向上等のために指定講座を受講する場合、教育訓練給付制度を利用できます。一般教育訓練給付、特定一般教育訓練給付、専門実践教育訓練給付があります。</p>	

2 母子家庭等自立支援教育訓練給付金	
秦野市役所 子育て総務課	0463-82-9608
<p>ひとり親家庭の母または父が自立した生活に向けて職業能力の開発に取り組む場合、指定講座を受講するための費用の一部を支給します。講座の受講前に申請が必要です。（上記1と併用が可能です）</p>	

3 高等職業訓練促進給付金	
秦野市役所 子育て総務課	0463-82-9608
<p>ひとり親家庭の母または父が、自立した生活に向け、看護師などの資格を取得するため、養成機関で修業をする場合、一定期間、給付金を支給します。事前相談が必要です。</p> <p>※ 令和4年度のみ支給要件が緩和され、以下の資格も対象になります。</p> <p>①専門実践教育訓練給付の指定講座で、訓練期間が6月以上の資格 ②特定一般教育訓練給付の指定講座で、訓練期間が6月以上の資格 ③一般教育訓練給付の指定講座で、訓練期間が6月以上かつ情報関係の資格（教育訓練給付制度検索システムの「情報関係」の分野の講座を受講する資格）</p>	

4 看護師修学等資金の貸与	
秦野市医師会	0463-81-5018
<p>看護学校等を卒業後、市内で看護師や准看護師、助産師として働く人に、看護師修学等資金を医師会が貸与しています。返還免除制度があります。</p>	

5 秦野市母子寡婦福祉会	
秦野市母子寡婦福祉会	0463-82-9608
<p>秦野市の母子家庭のお母さん方が集まって、お互いに励まし助け合い、生き方を学びあっていく会です。情報交換やレクレーション、日帰り旅行など活動しています。年会費1世帯500円です。</p>	

6 ハローワーク厚木マザーズコーナー	
ハローワーク厚木	046-296-8609
<p>キッズコーナーでお子さんを遊ばせながら、求人検索ができます。仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供を行います。専任のカウンセラーがきめ細やかな相談対応や職業紹介をします。</p>	

7 求職者支援制度	
ハローワーク松田	0465-82-8609
<p>雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練を通じて早期就職を目指すための制度です。受講料は原則無料です。要件を満たす方は給付金が支給されます。</p>	

経済的支援



1 児童手当	
秦野市役所 子育て総務課	0463-82-9607
<p>中学校修了前の児童を養育している父母または養育者に支給されます。お子さんの年齢や所得額により支給額が異なります。</p>	

2 児童扶養手当	
秦野市役所 子育て総務課	0463-82-9607
<p>ひとり親家庭等の方に支給されます。申請を受け付けた翌月分から支給されます。申請者や生計を共にしている扶養義務者の所得による制限があります。</p>	

3 特別児童扶養手当	
秦野市役所 障害福祉課	0463-82-7616
<p>20歳未満で重度または中度以上の障害を持っている児童を監護している父母、または養育者に支給されます。所得制限等があります。</p>	

4 義務教育就学援助制度	
秦野市役所 学校教育課	0463-84-2785
<p>経済的な理由により就学が困難と認められる方に、学用品費や給食費などの費用の一部を助成します。申請後、収入（所得制限あり）や家族構成等を総合的に審査し、対象となる世帯が利用できます。</p>	

5 高等学校等就学支援金	
神奈川県教育局行政部財務課（公立）	045-210-8113
<p>国公私立に問わず高校等に通う一定の収入額未満の世帯に対して、授業料に充てるため支給します。手続きは在籍する高校です。（私立）神奈川県私学振興課 045-210-3793</p>	

6 私立高等学校等生徒学費補助金	
在学する学校、神奈川県私学振興課	045-210-3793
<p>県内私立の高等学校、専修学校高等課程に在学する生徒で、学費負担者の所得が一定以下の県内在住者に学費の補助をする制度です。</p>	

7 私立学校生徒学費緊急支援補助金	
在学する学校、神奈川県私学振興課	045-210-3793
<p>私立学校に在学する生徒の保護者で、令和3年年4月1日以降に生じた解雇、会社都合による退職、倒産等により家計急変事由が発生した方について授業料を軽減する制度です。</p>	

8 神奈川県高等学校奨学金	
在学する学校、神奈川県財務課	045-210-8251
<p>県内に生徒本人が在住、または保護者が県内に在住し高等学校等に在学する生徒で、所得が一定以下で学資の援助を必要としている生徒を対象に資金の貸付をしています。条件により返還免除あり。</p>	

9 神奈川県高校生等奨学給付金	
在学する学校、神奈川県財務課	045-210-8251
<p>返還免除の授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。生活保護受給世帯、非課税世帯が対象です。申請は在籍する高校で、支給条件があります。</p>	

10 国民年金保険料の減免	
秦野市役所 国保年金課	0463-82-9614
<p>国民年金には、所得が少なく、保険料を納付することが困難な場合に、申請により一定の基準のもとに保険料を免除する制度があります。</p>	

11 遺族年金	
秦野市役所 国保年金課	0463-82-9614
<p>夫や妻が死亡したとき、その夫や妻に生計を支えられていた配偶者や子に年金が支給されます。加入していた年金制度により遺族基礎年金、遺族厚生年金が支給されます。</p>	

12 死亡一時金	
秦野市役所 国保年金課	0463-82-9614
<p>保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けなくて死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に死亡一時金が支給されます。</p>	

13 生活保護制度	
秦野市役所 生活援護課	0463-82-7393
<p>病気や事故、失業などで生活に困った場合に、その状況に応じ、必要な保護を受けることができます。保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助等があります。</p>	

14 JR定期乗車券の割引制度	
秦野市役所 子育て総務課	0463-82-9608
<p>児童扶養手当を受給しているひとり親世帯が、JR通勤定期券を購入する場合は、3割引となります。手続きには、市町村または福祉事務所長の証明が必要です。</p>	

15 小児医療費助成制度	
秦野市役所 子育て総務課	0463-82-9607
<p>小児等の健全な育成を支援するため、保険適用を受ける医療費の自己負担分を助成します。通院助成、入院助成ともに中学3年生までです。いずれも就学児は所得制限があります。</p>	

16 ひとり親家庭等医療費助成制度	
秦野市役所 子育て総務課	0463-82-9607
<p>ひとり親家庭等の方が病気等で受診した時に、保険適用を受ける医療費の自己負担分を助成します。ただし、児童が18歳に達した年度の3月31日までが対象で所得制限があります。</p>	

17 水道料金等の減免	
秦野市役所 子育て総務課	0463-82-9607
<p>児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成制度の受給者で非課税世帯の方は、申請により水道料金と公共下水道使用料の基本料金が減免されます。</p>	

18 母子父子寡婦福祉資金貸付制度	
秦野市役所 子育て総務課	0463-82-9608
<p>ひとり親家庭や寡婦の方の経済的自立や子どもの福祉向上を図るため、「修学資金」等各種資金を貸し付けています。</p>	

19 日本学生支援機構奨学金制度	
日本学生支援機構	0570-666-301
<p>大学・短大・大学院・高専・専修学校に通う学生を対象に奨学金を貸し付けています。給付奨学金と貸与奨学金「第一種奨学金（無利子）」、「第二種奨学金（利子付・上限3%）」があります。</p>	

20 高等教育の修学支援新制度	
進学・在学する学校、日本学生支援機構	
<p>大学・短大・高専・専門学校に進学する場合、要件を満たせば「授業料の減免」と「給付型奨学金（日本学生支援機構）」が適用されます。文科省等から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校が対象となります。</p>	

21 国の教育ローン（教育一般貸付）	
日本政策金融公庫 厚木支店	0570-041632
<p>高校・予備校・短大・大学・大学院・高専・専修学校等融資の対象となる学校にお子さんが入学・在学される方の保護者の方に教育に関する資金を貸し付けています。</p>	

新型コロナウイルス感染症に関連する支援（※すべて申請期限がありますのでご注意ください）

1 一時的な資金の緊急貸付・住居確保給付金	
秦野市社会福祉協議会	0463-84-7711
<p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお悩みの世帯へ、緊急小口資金、総合支援資金の貸付、住居を失う恐れのある方へは、住居確保給付金（家賃相当額・上限あり、給付要件あり）の申請ができます。</p> <p>いずれも令和4年8月末まで申請受け付けとなりますが、延長する可能性があります。</p> <p>貸付は、償還時住民税非課税世帯は、償還が免除、すでに借入れが済んでいる世帯には自立支援金給付の申請ができます。（秦野市生活援護課へ申請）</p>	

2 子育て世帯生活支援特別給付金	
秦野市役所 子育て総務課	0463-82-9607
<p>〔ひとり親世帯分〕 令和4年4月分の児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等への給付はすでに支給済みです。それ以外で新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方、または年金を受給されている方への給付は令和5年2月末まで申請を受付けます。</p>	

〔ひとり親世帯以外分〕 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合20歳未満）を養育する父母等（令和5年2月末までに生まれた新生児も対象）で、令和4年度の住民税（均等割）が非課税の方、または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当になった方が給付の対象となります。

詳細は子育て総務課にお問い合わせください。